

JARI-RB 審査ニュース

第146号

[2009年5月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

審査工数改訂のお知らせ

審査工数は、EMS、QMS共に世界統一のルールで運用されておりますが、今度、そのルールが改訂されました。これに合わせ、当センターの工数表も改訂しました。当センターで本年5月以降に計画する審査（概略、9月度以降の審査実施分）から適用いたします。

1. IAF基準文書の改訂

IAF基準文書「MD5:2009 IAF Mandatory Document For Duration of QMS and EMS Audits」（2009年2月1日発行）が発行され、またこれを受けて、認定機関である財団法人 日本適合性認定協会（JAB）から「JAB MS305-2009 マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準についての指針 ―QMS及びEMS審査の工数―」（2009年4月10日発行）が発行されました。（JABのHPでご参照いただけます。）

この基準では、審査工数は初回審査のみ表示されており、サーベイランスではその約1/3、更新審査では約2/3とされております。

また、適用開始日は2009年5月1日です。これ以降に審査工数設定を実施する審査へ適用されます。

<主な変更点>

- ①従来基準ではQMSが21ランク、EMSが5ランクの有効要員数に対して審査工数が定められていたものが、23ランクの有効要員数に対して定められており、よりきめ細かくなっております。（但し、EMSについては、日本ではJACBとして、より細かなランクを適用してきており、ランク分けについてはJARI-RBはこれを基本的に踏襲します。）
- ②工数のレベルについては、EMSの場合、JACBの基準表と比べ、少人数領域で若干減少し、大人数領域で若干増加の傾向にあります。QMSではほぼ従来と同じと言えます。
- ③QMSの現地工数割合（準備工数と現地工数の合計に対する現地工数の割合）が、従来の90%以上から80%以上に変更になっています。

2. JARI-RBの工数表の改訂

<基本的な考え方>

- ①基本的にJAB MS305に準じて変更しました。
- ②従来通り0.5人日単位とします。
- ③QMSの現地工数割合を90%以上からおおよそ80%以上に変更します。EMSは従来通りおおよそ80%以上とします。
- ④QMSの「設計・開発を含まない場合」の審査工数は、従来通りの考え方で削減されます。
- ⑤QMSの6ヶ月サーベイランスの工数は、従来通りの考え方で対応いたします（現地工数を2分割）。
- ⑥「標準審査工数算定表」は当センターホームページをご覧ください。

初回登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0782	2009. 4. 17	アイシン北海道株式会社	自動車用エンジン冷却, 潤滑用等アルミダイキャスト部品の製造

更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0249	2009. 4. 21	株式会社 タチエス	各種自動車用座席の開発及び製造
JAER0486	2009. 4. 25	公進ケミカル株式会社※ 本社・本社工場	ゲルコート, パテ及び塗料の製造 ・本社・本社工場の拡大
JAER0487	2009. 4. 25	新郊パイプ工業株式会社 本社工場	フォークリフト用油圧配管, 排気マフラー, 自動車用シートフレームの製造
JAER0488	2009. 4. 25	株式会社 草山パーツ	使用済み自動車の解体と中古部品の卸売業
JAER0489	2009. 4. 25	日野自動車株式会社 田町事務所	自動車の販売
JAER0706	2009. 4. 28	東洋製鉄株式会社 名古屋工場	フォークリフト・建設機械等のカウンターウエイト製造

登録拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0344	2009. 4. 10	栃木トヨペット株式会社	栃木店, 足利問屋団地店, 黒磯店の拡大
JAER0542	2009. 4. 10	岩手トヨペット株式会社	レクサス盛岡の拡大
JAER0558	2009. 4. 10	新潟トヨペット株式会社	村上店, 新潟亀田店, DUO長岡川崎の拡大

登録更新(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0046	2009. 4. 30	ケーブル工業株式会社	二, 四輪車用スピードメーターケーブル及び動力伝達用ケーブルの設計, 製造並びに自動車用センサー類の製造

※登録組織の拡大を含む

登録情報の詳細はJARI-RB ホームページ (URL : <http://www.jari-rb.jp/>) をご参照下さい。

環境関連法規等の動き

(09/3/27~09/4/23)

「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(省令第二〇号)

(経済産業:2009.03.31)

公布:2009.03.31

施行日:2010.04.01(一部は2009.04.01)

1. 【改正省エネ法の概要として】

- (1) これまでの事業所単位が事業者単位に変更された。
- (2) 事業者はその全事業場において今年4月1日以降2010年3月31日までの間のエネルギー使用量を把握し、1,500kL(原油換算量)以上の場合には経済産業大臣に届出して、特定事業者あるいは特定連鎖化事業者の指定を受ける。
- (3) 事業者はエネルギー原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上の低減を目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲で、揚げられた諸目標及び措置の実現に努めるものとされている。
- (4) 指定を受けた後のエネルギー使用量が1,500kLに満たない場合、若しくは事業を停止した時には指定取消申出書を経済産業大臣に提出する。
- (5) エネルギー管理指定工場単位の報告は存続する。

2. 「施行規則」の主な改正内容

- (1) 事業者の指定に係るエネルギー使用状況届出期限:平成22年度は7月末日、その後は毎年度5月末日。特定事業者の指定に係るエネルギー使用状況届出書に記載する事項
 - ① 設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギー使用量の合計値
 - ② 設置している工場等のうち前年度エネルギーの使用量が1,500kL以上のものの使用量。なお、熱量1ギガジュールを原油0.0258kLとして換算する。別表1の燃料発熱量の一部を改めた。
- (2) 特定事業者及び特定連鎖化事業者はエネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任する。
 - ① エネルギー管理統括者
 - ・ エネルギー管理統括者は事由発生後に遅滞なく選任。(選任、解任の届出並びに兼任条件に関しては規定あり。)選任及び解任の届出は発生後の最初の7月末日までに実施。
 - ・ エネルギー管理統括者の業務
 - (i) エネルギーを消費する設備の新設、改造、又は撤去に関すること。
 - (ii) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。
 - (iii) エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等。
 - (iv) 報告書及び報告の作成事務に関すること。
 - ② エネルギー管理企画推進者
 - ・ エネルギー管理企画推進者は事由発生後の6月以内に選任。(選任、解任の届出並びに兼任条件に関しては規定あり。)選任及び解任の届出は発生後の最初の7月末日までに実施。
 - ・ 特定事業者等は、エネルギー管理企画推進者に資質向上の講習を受けさせねばならない。
- (3) 中期計画書及び定期報告書の提出期限と報告書類の記載事項等の様式について
 - ・ 中期計画書及び定期報告書は平成22年度の7月末日までに報告すること(現行法は6月末日)。
 - ・ 改正に伴いエネルギー使用状況届出書と定期報告書他の様式の内容が変更された(様式1~様式22)。
 - 定期報告書の様式9の内容は事業者単位の報告(特定第1表から特定第12表)とエネルギー管理指定工場等単位の報告(指定第1表から指定第9表)の二つに区別され、改正により前者が加わった。
 - ・ 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果

ガス算定排出量等は様式9定期報告書の「特定-第12表」により報告する。

- (4) 特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項等について
- ・判断において該当するものとするものが「施行規則第二十二條の二」に定められた。
 - ・特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギー使用状況届出期限：前記の(1)に同じ。

「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」の改正（告示第六十六号）

（経済産業省：2009.03.31）

公布：2009.03.31

施行日：2010.04.01

【改正の概要】

1. セクター別ベンチマークの導入
鉄鋼業，電力供給業，セメント製造業を行なう事業者の目標として，「ベンチマーク指標」及び「中長期的に目標とすべき水準」を定めることになった。
2. 業務部門における基準
新たに業務部門の事業場におけるエネルギー管理の基準を定めることになった。

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八六号）」

（経済産業省：2009.03.31）

公布：2009.03.31

施行日：2009.04.01（一部は2010.04.01）

【法律改正の概要】

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（2008.06.13法律第67号）の一部が平成21年4月1日に施行され，温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の報告単位が，事業所単位から事業者・フランチャイズチェーン単位に変更されたことに伴い施行令の一部が改正された。

「施行令の改正内容」

1. 温室効果ガスの排出量の報告義務の対照となる事業者の規模
 - (1) エネルギー起源CO₂として，全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500kLの事業者
 - (2) その他の温室効果ガスについては，以下の要件を満たす事業者
 - ・事業者全体の従業員が21人以上
 - ・温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所における排出量の合計量が3000 t-CO₂以上
2. 1項の事業者のうち，内訳として事業所ごとの排出量の報告が必要となる事業所の規模
 - (1) エネルギー起源CO₂については，原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上である事業所
 - (2) その他の温室効果ガスについては，温室効果ガスの種類ごとに排出量が3000 t-CO₂以上の事業所
3. 現行省エネ法の定期報告との関連
(温対法の報告様式確定中のため，確定内容により修正の可能性もあり)
 - (1) エネルギー起源CO₂の排出量のみの場合：省エネ法の定期報告書を使用した報告でも可
 - (2) エネルギー起源以外の温室効果ガスのみを報告する場合：温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を使用
 - (3) エネルギー起源CO₂の排出量とそれ以外の温室効果ガスの両方を報告する場合：省エネ法の定期報告書に温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を添付で可

資源エネルギー庁がエネルギー2法案を第171回通常国会に提出

(発表資料:2009.03.10)

【法律制改訂の背景】

世界のエネルギー資源を巡る情勢の変化や、地球環境問題に対応するため、中長期的なエネルギー供給構造の高度化を図ることで、我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を目指す。

1. 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案」は化石燃料依存を改善するため、エネルギー供給事業者（電気、石油、ガス事業者）に、①非化石エネルギー源の利用、②化石エネルギー原料の有効な利用を求めるもの。

- ・太陽光、原子力等の非化石電源の利用（電気事業者：2050年までに50%以上へ増進）
- ・バイオ燃料、バイオガスの利用（石油事業者、ガス事業者）
- ・原油や天然ガスの有効な利用（石油事業者、ガス事業者）
- ・太陽光発電による電気の利用に係る適正な対価での買取り等（電気事業者）

2. 「代替石油エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」の法律名を

【非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律】に変更する。

同法に基づき開発・導入を促進する対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」（新エネ、原子力等）に変更する。

「平成19（2007）年度の温室効果ガス排出量」が公表される

(環境省・経済産業省:2009.04.03)

制度開始後2回目の報告となる平成19(2007)年度の温室効果ガス排出量について、特定排出者から報告のあった排出量を集計し、とりまとめられた結果が公表された。なお、[]内の数値は平成18年度を示す。特定排出者の温室効果ガス排出量の合計値は6億5,041万tCO₂ [6億4,243万tCO₂]で、わが国の平成19年度(2007)排出量(速報値)約13億7,100万tCO₂の約5割に相当。

(1) 「特定事業所排出者（事業所単位の報告を行う特定排出者）」

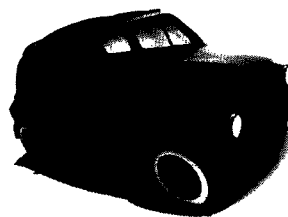
報告事業所（者）数：14,840事業所（7,813事業者） [14,227事業所（7,505事業者）]

報告排出量の合計：6億1,430万tCO₂ [6億635万tCO₂]

(2) 「特定輸送排出者（輸送部門の排出量報告を行う特定排出者）」

報告事業者数：1,447事業者 [1,439事業者]

報告排出量の合計：3,611万tCO₂ [3,608万tCO₂]



受審者からひとこと**ISO14001認証取得にあたり**

トヨタルーフガーデン株式会社
環境推進事務局
後藤 聡

1. 会社紹介

当社は、愛知県西加茂郡三好町にて2001年（平成13年）12月に設立し、緑化および園芸を主な事業としています。緑化事業では、特殊緑化（屋上緑化・壁面緑化など）の企画・営業・設計・施工管理・維持管理を行っています。緑化施工先は、工場をはじめ、テナントビルや商業施設など多岐に渡っています。園芸事業では、トヨタ自動車株式会社が開発した新品種の環境改善植物（省管理型コウライ芝TM9やチェリーセイジなど）の生産・販売を行い、緑化工事向けの他に、園芸店やホームセンターへも納入しています。

2003年には東京営業所を開設し、関東圏へも営業範囲を広めています。

2. 導入の背景

近年、お客様からISO14001認証取得や環境活動の枠組みへの参加の要求が高まっていました。それに伴い、事業活動をする上でも認証取得が必要不可欠であり、環境配慮ができる企業に変わっていかねばならないという認識を持っていました。しかしながら、当時の人員では認証取得は困難と判断し、時機を見て取り組むこととしていました。そして、昨年度、人員を増加したことに伴い、本年こそ認証取得の時機到来と判断し、準備を始めることとなりました。

3. 認証取得への足取り

2008年4月に環境推進事務局を立ち上げ、事務局2名体制で認証取得に向けた準備作業を開始しました。ISOについて知識も経験も少ない2人でスタートしたため、当初はすでに認証取得をしている親会社の担当者やコンサルタントの方にアドバイスをいただきながら作業を進めていきました。日々、勉強しながら準備作業をする中で、ISOを推進するには全社員に対する環境教育が重要であることを実感しました。そこで、まず、全社員を対象とした環境教育を計画することにしました。教育は、規格に基づく環

境マネジメントシステム関連の教育と、構築した当社固有のシステムを理解する教育とに分けて実施しました。教育の結果、各部署および営業所に配置した環境推進メンバーの理解が高まり、その後の取り組みがスムーズに進みました。また、各社員が要求事項への適合の大切さを自覚することができました。

準備作業では、最初に初期環境レビューを行い、組織の現状を把握しました。各業務内容を業務フロー図に書き表し、環境に関わる活動を明らかにしました。それらをもとに、環境側面の抽出を行い、当社で定めた環境影響評価に従って抽出した環境側面の中から著しい環境側面を特定しました。また、並行して、法令およびその他の要求事項の特定を行いました。その後、これら初期環境レビューの結果をもとに、環境方針や環境目的・環境目標を定めるとともに、マニュアルや手順書を作成しました。そして、9月より構築したシステムを運用することになりました。

4. システム導入のメリット

環境側面の抽出などを通して、当社の緑化・園芸という事業活動そのものが環境に貢献していることを再認識することができました。全社員でその意識が高まり、通常業務にも良い影響が表れていると実感しています。

委託している業務に関しても、環境の視点で見直すことができました。農薬や肥料に関して、生産委託先へ使用に関わる法令等の伝達や教育を実施したり、使用履歴の管理体制を改善したりすることができました。また、業務内容によって異なっていた外部利害関係者からの情報連絡管理の一元化に着手し、新たな管理体制を確立することができました。これにより、情報の収集・整理が容易になり、さらに検索が効率的になりました。このように、ISOのシステム導入は当社の意識改革をはじめ、業務内容の改善や効率化に大きく貢献しました。

5. 今後の活動

この度、ISO14001認証取得となりましたが、これからの継続的な取り組みが最も重要であると考えています。今後、さらに見直しが必要な項目も明らかになっているため、社員のみならず委託先等も巻き込んで活動を展開していきたいと考えています。



発行所 財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階
TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834
ホームページ http://www.jari-rb.jp/
発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

通巻 第146号 2009年5月15日
編集人 事業部 部長 須藤 英夫
印刷所 株式会社 高山
茨城県つくば市荃崎1887
送付先変更連絡先 rb-news@jari.or.jp